

北斗市地域防災計画 修正の概要

全体（共通）

- 北斗市に関わる内容のみを抜粋して記載する形式に変更
- 文言や字句の微調整
- 避難に関する情報の名称を更新（例：避難準備情報 → 避難準備・高齢者等避難開始）

本編

第1章 総則

第2節 計画の構成

- 従前の地震防災対策計画編と津波防災対策計画編を統合し、新たに「地震・津波防災対策計画編」へと構成を変更

第4節 用語

- 北海道地域防災計画をもとに、用語を追加

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 北海道地域防災計画を参考に内容を更新

第7節 市民及び事業者の基本的責務等

- 市民の責務の内容を拡充及び更新

第2章 市の概況

第1節 自然の条件

- 気象データを資料編へ移行

第2節 災害の概況

- 過去に発生した災害を資料編へ移行

第3章 防災組織

第1節 組織計画

- 市防災会議組織図、本部組織図、本部事務分掌を資料編へ移動
- 本部設置基準を更新

第2節 気象業務に関する計画

- 気象業務組織に関する内容を追加
- 特別警報・警報・注意報に関わる内容を更新
- 警戒レベルに関する内容を追加
- 海上警報、火災気象通報に関する内容を追加

第4章 災害予防計画

第2節 防災訓練計画

- 複合災害に対応した訓練の実施に関する記述を新たに追加

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

- 指定避難所の運営に関する記述を追加

第6節 避難体制整備計画

- 避難誘導體制の構築について内容を拡充
- 指定緊急避難場所の対象とする現象、指定基準に関する記述を図に変更
- 指定避難所の指定に関し、考慮する事項を追加
- 市における避難計画の策定等について、内容を拡充

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

- 市が行う対策について内容を拡充
- 外国人に対する内容を更新

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

- 市防災会議構成機関に関わる内容を追加
- 市及び防災関係機関の内容を拡充

第9節 建築物災害予防計画

- 崖地に近接する建築物の防災対策に関する内容を拡充

第10節 消防計画

- 字句等を修正

第11節 水害予防計画

- 予防対策について、市及びダム管理者に関するもののみに変更（構成変更）
- 予防対策の内容を拡充

第12節 風害予防計画

- 第13節から第12節へ移動
- 市及び施設管理者が行う予防対策以外のものを削除

第13節 雪害予防計画

- 第14節から第13節へ移動
- 文言や字句を微調整
- 「北海道雪害対策実施要綱」を資料編へ移動

第14節 融雪災害予防計画

- 第15節から第14節へ移動
- 文言や字句を微調整
- 「北海道融雪災害対策実施要綱」を資料編へ移動

第15節 高波、高潮災害予防計画

- 新設

第17節 積雪・寒冷対策計画

- 交通の確保に関する内容を拡充

第18節 複合災害に関する計画

- 新設

第19節 業務継続計画の策定

- 新設

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

- 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先の追加

第2節 災害通信計画

- 公衆通信設備以外の通信に関する内容を全面的に修正

第3節 災害広報・情報提供計画

- 広報に関する内容を拡充

第4節 避難対策計画

- 避難勧告等の発令基準を資料編へ移動
- 警戒レベルを追加
- 指定緊急避難場所の開設に関する文言を追加
- 指定避難所の運営管理等に関する内容を拡充
- 道外への広域一時滞在に関する内容を追加

第8節 ヘリコプター等活用計画

- ヘリコプター離着陸可能場所、北海道消防防災ヘリコプター臨時離着陸場所選定条件を資料編へ移行

第13節 交通応急対策計画

- 放置車両対策に関する内容を追加

第16節 給水計画

- 給水タンク車両等の状況、浄水場施設の状況を資料編へ移行

第22節 応急土木対策計画

- 被害種別を拡充

第23節 被災宅地安全対策計画

- 被災宅地危険度判定実施の流れを説明する図を追加

第24節 住宅対策計画

- 応急仮設住宅の規模、構造に関する情報、災害公営住宅の入居者資格等の情報を更新

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

- 広域火葬の調整等に関する記述を追加

第28節 家庭動物等対策計画

- 同行避難に関する内容を「第3」として項目立て

第31節 災害ボランティアとの連携計画

- ボランティア活動の環境整備に関する内容を拡充

第6章 地震・津波防災対策計画

- 別冊である「地震防災対策計画編」と「津波防災対策計画編」の統合に伴い、章タイトル等を修正

第7章 火山災害対策計画

第3節 災害予防対策

- 火山観測体制を拡充
- 一部資料を資料編へ移動
- 噴火警戒レベルについて、気象庁ホームページ、北海道地域防災計画等を参考に更新

第4節 災害応急対策計画

- 噴火警報レベル等の表を更新し、資料編へ移動

第8章 事故災害対策計画

第1節 海難対策計画

- 一部資料を資料編へ移動
- 情報通信連絡系統図を更新

第2節 流出油等対策計画

- 情報通信連絡系統図を更新

第3節 航空災害対策計画

- 情報通信連絡系統図を更新
- 捜索活動に関する記述を追加

第4節 鉄道災害対策計画

- 情報通信連絡系統図を更新

第5節 道路災害対策計画

- 情報通信連絡系統図を更新

第6節 危険物等災害対策計画

- 情報通信連絡系統図を更新

第7節 大規模な火事災害対策計画

- 「5 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化」、「6 消防水利の確保及び消防体制の整備」をそれぞれ「5 防火思想の普及」、「6 自主防災組織の育成強化」、「7 消防水利の確保」、「8 消防体制の整備」に分割し、内容を更新
- 情報通信連絡系統図を更新

第8節 林野火災対策計画

- 現行計画の「2 林野火災予消防対策」を「1 実施事項」に組み込み、内容を更新
- 林野火災予消防対策協議会に関する項目を追加
- 火災気象通報伝達系統図、情報通信連絡系統図を更新

第9節 大規模停電災害対策計画

- 新設

第9章 災害復旧・被災者援護計画

第2節 被災者援護計画

- 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する文言を追加
- 融資・貸付等による金融支援の内容を更新

地震・津波防災対策計画編

- 従来の「地震防災対策計画編」と「津波防災対策計画編」を統合し、「地震・津波防災対策計画編」として再構成
- 上に伴い、地震・津波災害の両方を併記する形式に修正
- 本編と重複する節については、本編を準用する形式に変更（本資料末尾に該当節を記載）
- 以下の修正概要については、本編を準用せず、地震・津波防災対策計画のみに記載されている内容についてのみ記載

第1章 総則

第4節 計画の基本方針

- 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱について、北海道地域防災計画を参考に内容を更新

第2章 災害予防計画

第1節 市民の心構え

- 備蓄等に関する内容を更新

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

- 地震防災緊急事業五箇年計画に関する内容を追加

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

- 啓発内容・方法を更新

第4節 防災訓練計画

- 訓練に関する記述の変更及び訓練項目の更新

第10節 津波災害予防計画

- 船舶関係者に対し、周知を図る事項を更新

第14節 液状化災害予防計画

- 平成30年北海道胆振東部地震に関する内容を追加

第3章 災害応急対策計画

第2節 地震、津波情報の伝達計画

- 緊急地震速報に関する内容を更新
- 津波警報等の発表基準、高さの基準等を更新
- 地震に関する情報を更新
- 地震活動に関する解説資料等を追加

第24節 被災建築物安全対策計画

- 活動体制の図を更新

《本編を準用する形式に変更した節一覧》

第2章 災害予防計画

- 第5節 物資及び防災資機材等の調達・確保に関する計画
- 第6節 相互応援（受援）体制整備計画
- 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第8節 避難体制整備計画
- 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画
- 第14節 土砂災害の予防計画
- 第16節 積雪・寒冷対策計画
- 第17節 業務継続計画の策定
- 第18節 複合災害に関する計画

第3章 災害応急対策計画

- 第4節 災害広報・情報提供計画
- 第5節 避難対策計画
- 第6節 救助救出計画
- 第9節 災害警備計画
- 第10節 交通応急対策計画
- 第11節 輸送計画
- 第12節 ヘリコプター等活用計画
- 第13節 食料供給計画
- 第14節 給水計画
- 第15節 衣料、生活必需物資供給計画
- 第16節 石油類燃料供給計画
- 第18節 医療救護計画
- 第19節 防疫計画
- 第20節 廃棄物等処理計画
- 第21節 家庭動物等対策計画
- 第22節 文教対策計画
- 第23節 住宅対策計画
- 第25節 被災宅地安全対策計画
- 第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
- 第27節 障害物除去計画
- 第28節 広域応援・受援計画
- 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第30節 災害ボランティアとの連携計画
- 第31節 災害救助法の適用と実施

第4章 災害復旧・被災者援護計画

- 第1章 災害復旧計画